

②畜産農家に対する指導

畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家を巡回して次のような指導を行った。

- ・臭気吸着特性を持つおが粉、チップ、バーク、粉碎もみガラ等の資材を利用した悪臭防止対策を、畜舎や堆肥舎で積極的に利用する。
- ・ふん尿を迅速かつ適切に処理し、長時間放置しない。
- ・必要に応じて脱臭剤を用いる。
- ・畜舎及び処理施設等について密閉方式の採用を検討する。
- ・ふん尿の加熱処理や焼却等による悪臭の発生源を点検調査する。
- ・ふん尿処理施設の適正な維持管理に細心の注意を払う。
- ・畜舎周辺の清掃に留意し、草花、樹木等により環境美化に努める。
- ・周辺住民との相互理解に努め、また、集落に介在する畜舎からの悪臭に関する苦情の解決策として、適地への経営移転について検討する。

第5節 環境汚染化学物質対策の推進

1 ダイオキシン類対策の推進

(1) ダイオキシン類の常時監視<環境管理課>

ダイオキシン類は、発ガン性、催奇形性等の毒性が指摘されている化学物質であり、微量でも人に有害な影響をもたらすため、その環境汚染に対しては社会的関心が非常に高い。

県では、一般環境中のダイオキシン類の汚染状況を把握するため、平成10年度から大気その他、水質（河川水及び地下水）、土壌、河川底質及び水生生物の調査を実施し

てきた。

「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11年7月12日に制定され、平成12年1月15日から施行されたことから、平成12年度から同法第26条に基づく、大気、水質、土壌等の常時監視を実施している。

平成27年度は、大気、河川水、地下水、土壌、河川底質のいずれの環境媒体においても環境基準に適合していた。

土壌については、平成14年度より一般環境の他に、発生源周辺（焼却施設周辺の最大着地濃度発生地点等）についても測定している。その結果は、一般環境よりも若干高い値であったが、環境基準を大きく下回っていた。

表2-2-61 ダイオキシン類調査の概要

ア) 調査時期 平成27年4月～平成28年3月

イ) 調査地点

調査対象	調査地点	検査件数	概要
大気	5(2)	14(8)	3地点は、各地点ごとに年2回測定、残る2地点は岐阜市内で、年4回測定
河川水	13(4)	25(10)	河川環境基準点等13地点、桑原川、津屋川、荒田川、境川については、年4回測定
地下水	6(3)	6(3)	常時生活用水等として使用されている井戸水
土壌	3(3)	3(3)	一般環境(公園)
	8(5)	8(5)	発生源周辺(焼却施設周辺の最大着地濃度発生地点等)
底質	10(4)	10(4)	河川環境基準点等10地点
計	45(21)	66(33)	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 () は、内岐阜市が実施した数

表2-2-62 ダイオキシン類調査の結果(概要)

調査対象	ダイオキシン類濃度		環境基準	単位
	濃度範囲	平均		
大気	0.014~0.024	0.017	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(年間平均値)	pg-TEQ/m ³
河川水	0.13~0.79	0.46	1pg-TEQ/L以下(年間平均値)	pg-TEQ/L
地下水	0.041~0.077	0.056	1pg-TEQ/L以下(年間平均値)	pg-TEQ/L
土壌(一般)	0.016~0.29	0.11	1,000pg-TEQ/g以下	pg-TEQ/g
土壌(発生源)	0.024~6.1	2.0		
底質	0.12~9.7	3.7	150pg-TEQ/g以下	pg-TEQ/g

※pg : ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム

※TEQ : 毒性等量(Toxicity Equivalency Quantity)。ダイオキシン類は、223種類の物質の総称で、これらのうち毒性のある物質は29種類あるが、この毒性には強弱があるので、このうちの最も毒性の強い1種類(2,3,7,8-TeCDD)の毒性を1として他の物質の毒性の強さを換算した係数を用いてダイオキシン類の毒性を集計したもの。

備考)県環境管理課調べ

ア 大気(環境基準 0.6pg-TEQ/m³)

今回の調査結果は、0.014~0.024pg-TEQ/m³(※年平均)の範囲にあり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた大気環境基準に適合していた。

イ 河川水(環境基準 1pg-TEQ/L)

今回の調査結果は、0.13~0.79pg-TEQ/L(※年平均)の範囲であり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた水質環境基準に適合していた。

ウ 地下水(環境基準 1pg-TEQ/L)

今回の調査結果は、0.041~0.077pg-TEQ/Lの範囲にあり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた水質環境基準に適合していた。

エ 土壌(環境基準 1,000pg-TEQ/g)(調査指標250pg-

TEQ/g)

①一般環境

今回の調査結果は、0.016~0.29pg-TEQ/gの範囲にあり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた土壌環境基準及び調査指標のいずれにも適合していた。

②発生源(焼却施設)

今回の調査結果は、0.024~6.1pg-TEQ/gの範囲にあり一般環境よりも若干高めの値であったが、「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた土壌環境基準及び調査指標のいずれにも適合していた。

オ 底質(環境基準 150pg-TEQ/g)

今回の調査結果は、0.12~9.7pg-TEQ/gの範囲であり、全ての地点で「ダイオキシン類対策特別措置法」で定められた底質環境基準に適合していた。

表 2-2-63 ダイオキシン類調査の結果（詳細）

ア 大 気

環境基準：0.6pg-TEQ/m³以下（年間平均値）

（単位：pg-TEQ/m³）

番号	市町村名	調査地点	調査結果				年間 平均値
			春期	夏期	秋期	冬期	
1	岐阜市*	中央測定局	0.029	0.035	0.019	0.011	0.024
2	岐阜市*	北部測定局	0.013	0.019	0.0079	0.017	0.014
3	大垣市	大垣市役所東庁舎	0.021	—	0.014	—	0.018
4	土岐市	土岐市役所分庁舎	0.015	—	0.017	—	0.016
5	高山市	高山市役所花岡駐車場	0.010	—	0.017	—	0.014
		平均					0.017

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

イ 河川水質及び底質

環境基準：1pg-TEQ/L以下（年間平均値）、底質：150pg-TEQ/g以下

番号	水域名	調査地点	水 質		底 質	
			採取月日	調査結果 (pg-TEQ/L)	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
1	木曽川水域	木曾川 落合ダム	9/30	0.56	9/30	0.16
2		木曾川 兼山ダム	10/13	0.16	10/13	2.8
3		飛騨川 川辺ダム	10/13	0.16	—	—
4		中津川 中川橋	9/30	0.56	—	—
5		加茂川 本川合流前	10/13	0.16	10/13	1.1
6	長良川水域	鳥羽川 正城橋*	7/13	0.57	7/13	9.4
7		荒田川 水門橋*	年4回実施	0.79	7/13	6.3
8		境川 境川橋*	年4回実施	0.59	7/13	0.91
9		長良川 長良橋*	7/13	0.13	7/13	2.3
10		桑原川 本川合流前	年4回実施	0.70	7/22	4.5
11	揖斐川水域	津屋川 福岡大橋	年4回実施	0.68	7/22	9.7
12	庄内川水域	土岐川 瑞浪大橋	9/29	0.64	9/29	0.12
13		小里川 はら子橋	9/29	0.34	—	—
		平均		0.46		3.7

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

ウ 地下水

環境基準：1pg-TEQ/L以下（年間平均値）

番号	市町村名	調査地点	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/L)
1	岐阜市*	事業場	6/22	0.041
2	岐阜市*	研究所	6/22	0.041
3	岐阜市*	事業場	6/22	0.051
4	本巣市	公共施設	7/13	0.063
5	安八町	公共施設	6/26	0.077
6	富加町	公共施設	6/25	0.064
		平均		0.056

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

エ 土壌

（一般環境）

環境基準：1,000pg-TEQ/g、調査指標値：250pg-TEQ/g

番号	市町村名	調査地点	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
1	岐阜市*	河渡公園	8/3	0.29
2	岐阜市*	西改田公園	8/3	0.023
3	岐阜市*	春田公園	8/3	0.016
		平均		0.11

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

（発生源周辺）

環境基準：1,000pg-TEQ/g、調査指標値：250pg-TEQ/g

番号	市町村名	発生源施設名	調査地点	採取月日	調査結果 (pg-TEQ/g)
1	岐阜市*	民間事業場	流通センター公園	8/3	0.024
2		民間事業場	彦坂公園	8/3	0.029
3		民間事業場	尻毛中央公園	8/3	0.034
4		民間事業場	福丸公園	8/3	1.2
5		民間事業場	出雲公園	8/3	6.1
6	飛騨市	飛騨市クリーンセンター	サンスポーツランド野球場	6/29	2.9
7			林間広場	6/29	0.99
8			森林公園駐車場	6/29	4.5
		平均			2.0

備考) 県環境管理課調べ、*印は岐阜市が実施

(2) ダイオキシン類の発生源対策<環境管理課>

ア 規制措置

従来、ダイオキシン類の大气への排出については、「大气汚染防止法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく規制措置を講じてきたが、平成12年1月15日からは「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されている。

この法律により、ダイオキシン類を排出するとされる特定施設について、設置の届出、排出ガス等の測定と結果の報告の義務、排出基準が定められた。既設の施設は平成13年1月15日から排出基準が適用され、平

成14年12月からは既設の廃棄物焼却施設に対する規制値がさらに厳しくなっている。

イ 発生源対策

ダイオキシン類の9割は廃棄物焼却施設からの排出によるものといわれており、その排出を削減するため、廃棄物の減量化及びリサイクルの徹底を図るための諸施策を講じている。

また、ダイオキシン類の発生源対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく立入検査を行い、設置者による自主測定の実施に関する指導を行うとともに、大気基準適用施設の排出検査を行った。

表2-2-64 県事務所等別特定施設立入状況(立入件数)

(平成27年度)

種別	岐 阜	西 濃	揖 斐	中 濃	可 茂	東 濃	恵 那	飛 騨	合 計
合 計	6	27	25	25	16	9	5	20	133

備考) 県環境管理課調べ

表2-2-65 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況(市・郡別)

(平成28年3月末現在)

番号	郡・市	大気基準適用施設数								水質基準適用施設数	合計
		製鋼用電気炉	アルミニウム合金製造施設	廃棄物焼却炉				小計	合計		
				4t/h以上	2t/h以上 4t/h未満	200kg/h以上 2t/h未満	200kg/h未満				
1	羽 島 市	0	0	0	0	1	2	3	3	0	3
2	各 務 原 市	0	0	0	3	3	1	7	7	5	12
3	山 県 市	0	0	0	0	4	7	11	11	0	11
4	瑞 穂 市	0	0	0	0	3	5	8	8	3	11
5	本 巢 市	0	0	0	0	0	5	5	5	0	5
6	羽 島 郡	0	0	0	0	0	2	2	2	2	4
7	本 巢 郡	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1
小計		0	0	0	3	11	23	37	37	10	47
8	大 垣 市	0	0	0	3	2	7	12	12	3	15
9	海 津 市	0	1	0	0	1	5	6	7	1	8
10	養 老 郡	0	0	0	0	2	1	3	3	0	3
11	不 破 郡	0	0	0	2	0	2	4	4	0	4
12	安 八 郡	0	0	0	0	1	4	5	5	3	8
小計		0	1	0	5	6	19	30	31	7	38
13	揖 斐 郡	0	0	0	3	4	15	22	22	3	25
小計		0	0	0	3	4	15	22	22	3	25
14	美濃加茂市	0	0	0	0	1	3	4	4	1	5
15	可 児 市	0	0	1	3	0	2	6	6	1	7
16	加 茂 郡	0	0	0	1	0	4	5	5	0	5
17	可 児 郡	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
小計		0	1	1	4	1	9	15	16	2	18
18	関 市	0	0	0	3	4	14	21	21	2	23
19	美 濃 市	0	0	0	0	0	5	5	5	0	5
20	郡 上 市	0	0	0	0	2	7	9	9	3	12
小計		0	0	0	3	6	26	35	35	5	40
21	多 治 見 市	0	0	0	2	2	0	4	4	0	4
22	瑞 浪 市	0	0	0	0	3	4	7	7	1	8
23	土 岐 市	0	0	0	3	2	3	8	8	1	9
小計		0	0	0	5	7	7	19	19	2	21

番号	郡・市	大気基準適用施設数							合計	水質基準適用施設数	合計
		製鋼用電気炉	アルミニウム合金製造施設	廃棄物焼却炉				小計			
				4t/h以上	2t/h以上 4t/h未満	200kg/h以上 2t/h未満	200kg/h未満				
24	中津川市	0	0	0	3	9	6	18	18	3	21
25	恵那市	0	0	0	1	3	1	5	5	0	5
小計		0	0	0	4	12	7	23	23	3	26
26	高山市	0	0	0	2	3	4	9	9	5	14
27	飛騨市	0	0	1	0	5	0	6	6	1	7
28	下呂市	0	1	0	0	6	2	8	9	2	11
小計		0	1	1	2	14	6	23	24	8	32
合計(県)		0	3	2	29	61	112	204	207	40	247
29	岐阜市	2	0	5	6	4	10	25	27	9	36
合計(県及び岐阜市)		2	3	7	35	65	122	229	234	49	283

備考) 県環境管理課調べ

2 リスクコミュニケーションの推進

(1) P R T R制度の推進<環境管理課>

ア 環境汚染化学物質対策の推進

環境汚染化学物質の適正な管理及び排出削減に向けた事業者の自主的・積極的な行動を促進するため、本県では、国のP R T R (Pollutant Release and Transfer Register)制度の法制化に先駆け、平成10年度に有害化学物質使用・排出等実態調査を実施した。その後、県のパイロット事業等として法整備前の実態調査を実施した。

平成13年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)」に基づくP R T R制度が開始され、事業者による特定化学物質の排出実態把握が開始されている。

平成14年度から前年度の排出量等の届出が開始され、年度末にその集計結果が公表された。県でも県内の排出量等について集計を行い、独自に公表している。

平成15年度分報告からは、届出が義務付けられる事業所における第1種指定化学物質の取扱量が毎年5tから1tに引き下げられている。

また、平成20年度に化管法施行令が改正され、第1種及び第2種指定化学物質の見直しが行われ、これらの総数は562物質となった。加えて、届出対象事業者に医療業が追加された。なお、改正後の物質による報告及び医療業についての排出量、移動量の報告については、平成22年度から把握を開始し、平成23年度から届出が行われている。

①届出の概要(平成26年度)

ア) 対象化学物質

P R T R法に規定する第1種指定化学物質462物質

イ) 届出事業所

岐阜県871事業所(全国35,573事業所)

ウ) 個別事業所のデータ

環境省のホームページ

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

に掲載されている。

P R T R制度全般に関する情報は、環境省のホームページ

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>に掲載されている。

②調査結果

ア 県内の排出・移動量は、9,402t/年(届出155物質)であり、排出量及び移動量はそれぞれ、6,156t、3,246tであった。

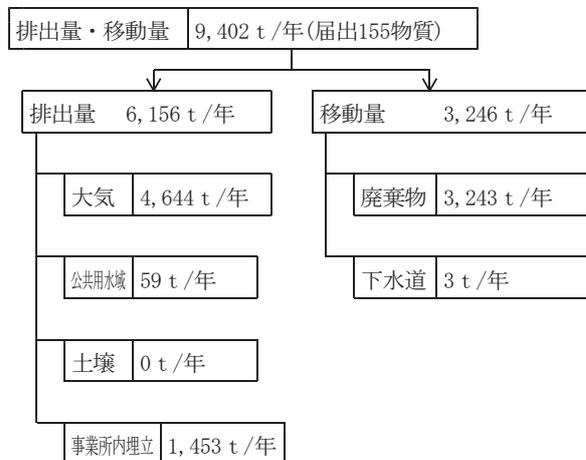
排出量のうち、大気中には4,644t(75.4%)と最も多く、事業所内への埋立量が、1,453t(23.6%)と続いている。また移動量としては、廃棄物中に3,243t(99.9%)であった。前年度までと同様に大気への排出と廃棄物としての移動がそれぞれの大半を占めている。

イ 排出及び移動の主な物質について

主な排出及び移動物質は次のとおりであった。

図2-2-30 排出量・移動量フロー

(平成26年度)



備考) 県環境管理課調べ

表2-2-66 主な排出及び移動物質

(平成26年度)

岐 阜 県				全 国		
No	物質名	排出・移動量(t/年)	対前年度比	物質名	排出・移動量(t/年)	対前年度比
1	トルエン	3,025	19.4%	トルエン	88,216	△1.5%
2	鉛化合物	1,380	7.6%	マンガン及びその化合物	53,776	7.6%
3	二硫化炭素	1,300	△18.8%	キシレン	35,809	△0.9%
4	キシレン	608	△14.6%	クロム及び三価クロム化合物	19,124	13.7%
5	ジクロロメタン	537	3.5%	ふっ化水素及びその水溶性塩	18,284	49.2%
その他の物質の合計		2,551	△0.7%	その他の物質の合計	167,881	△2.1%
全物質の合計		9,402	2.0%	全物質の合計	383,090	1.8%

物質の主な用途

- | | | | |
|-------|---------------------|---------------|------------------|
| トルエン | : 合成原料、溶剤等 | ジクロロメタン | : 金属脱脂洗浄剤、洗浄用溶剤等 |
| 鉛化合物 | : バッテリー、光学ガラス、顔料等原料 | マンガン及びその化合物 | : 鉄鋼、電池原料等 |
| キシレン | : 合成原料、溶剤等 | クロム及び三価クロム化合物 | : 顔料、メッキ等 |
| 二硫化炭素 | : セロハン製造時の加硫促進剤等 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | : 代替フロン、樹脂等原料 |

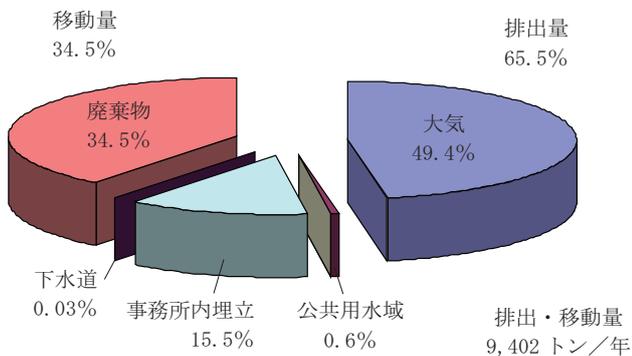
備考) 県環境管理課調べ

ウ 排出量・移動量の媒体別割合

届出のあった排出量・移動量は、大気への排出が49.4%、廃棄物への移動が34.5%であった。

図2-2-31 届出排出量・移動量の媒体別割合

(平成26年度)



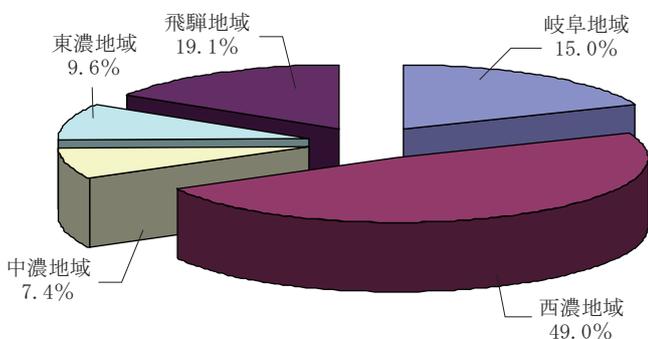
備考) 県環境管理課調べ

エ 排出量・移動量の地域別割合

地域別では、西濃地域が49.0%と高い割合を示している。

図2-2-32 届出排出量・移動量地域別割合

(平成26年度)



備考) 県環境管理課調べ

(2) リスクコミュニケーションの普及<環境管理課>

地域住民と事業者が相互に意見交換を行い、問題や行為に対して理解と信頼を深めていくとともに、リスク低減を図っていくための手法として、リスクコミュニケー

ションがある。

県では、平成15年度からリスクコミュニケーションの手法を事業者を紹介し県内各地に普及させることを目的にリスクコミュニケーションモデル事業を実施してきた。

この事業等を通じ事業者が企業責任の一端であると認識し、地域住民の知識の向上を図るため、情報提供や工場見学を実施した後に事業所とのリスクコミュニケーションを行うなど、積極的な実施の推進に努めている。

3 企業の自主的な取組の推進

(1) 環境配慮事業所（E工場）登録制度の普及<環境管理課>

県内事業所における環境に配慮した自主的かつ積極的な取組を促進するため、公害防止、化学物質の適正管理、廃棄物・リサイクル対策、地球環境保全対策、緑化推進及び環境保全活動への協力・支援などを行う事業所を「E工場」として登録し、公表する制度を平成12年8月に創設した。

制度創設5年目の平成17年度に、政策総点検における県民の意見を踏まえて登録基準を改正した。この改正により、登録要件を再構成し、取組内容の点数化処理により客観的に登録の可否を判断する制度とした。また、登録有効期間を5年間から3年間に短縮し、登録期間中には年度ごとに取組状況報告を求めることとした。

平成27年度末の登録事業所は、91事業所である（資料50）。

(2) 環境創出協定締結の推進<環境管理課>

従来、地域の環境保全を目的として、事業者及び市町村が「公害防止協定」を締結してきたが、この協定の内容を充実させ、協定項目に地球規模の環境保全・化学物質対策等に加え、さらに自主管理・自主目標を設定するとともに、その環境配慮への取組みを広く住民へ公開していくことを求めた「環境創出協定<豊かで快適な環境を創出するための協定>」を平成16年6月に提案し、特に環境配慮に力を入れ取組んでいる事業者から協定締結を進めてきた。

平成27年度末の協定締結事業所は7事業所である（資料51）。

<環境創出協定の特徴>

- ①～⑤全てを網羅した、環境保全に関する協定は全国初
- ① 公害防止（地域の環境保全）のみならず、地球規模の環境保全対策・化学物質対策等
- ② 三者協定（事業者、市町村、県）
- ③ 協定内容及び自主測定結果等、環境負荷に関する情報をインターネットにより公開
- ④ 維持管理目標値及び将来目標値を設定し、「環境創出行動計画」の策定
- ⑤ 環境創出行動計画の項目について自主測定、自主把握により「環境創出活動報告書」の作成・公開、市町村・県へ報告

務委託を受け、環境中の放射能レベルを把握するため、平成2年度から放射線量や放射性物質の測定を行っている。その一環として空間放射線量を測定するためのモニタリングポストを、平成2年度から岐阜市に設置し、平成11年度からは各務原市の保健環境研究所に移設し、測定してきたが、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、県内のモニタリングポストを増設し、平成24年3月には県内10カ所での測定ができる体制を整え、さらに平成25年3月に揖斐川坂内測定局、平成26年1月に関ヶ原町役場のモニタリングポストを追加整備し、県内12カ所での測定を実施している。モニタリングポストによる測定結果は表2-2-67のとおりである。

また、環境試料中の放射性物質（放射性核種）の測定は、大気浮遊じん、降水物、水道水、土壌及び農産物等（精米、野菜類、茶、牛乳）を測定試料として行っている。

第6節 環境危機管理対策

(1) 放射性物質の測定<環境管理課>

県では、文部科学省から「環境放射能水準調査」の業

表2-2-67 モニタリングポストによる空間放射線量測定結果 (平成28年3月末現在)

		H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2	H28.3
各務原市	最大	0.072	0.077	0.077	0.083	0.076	0.077	0.077	0.093	0.073	0.073	0.075	0.072
	最小	0.059	0.059	0.059	0.059	0.059	0.059	0.060	0.059	0.061	0.060	0.060	0.060
	平均	0.061	0.061	0.061	0.061	0.062	0.062	0.062	0.062	0.063	0.063	0.063	0.062
揖斐川町	最大	0.079	0.097	0.087	0.114	0.100	0.101	0.082	0.088	0.088	0.096	0.094	0.074
	最小	0.056	0.056	0.056	0.055	0.056	0.056	0.057	0.056	0.056	0.056	0.056	0.056
	平均	0.060	0.059	0.059	0.059	0.060	0.059	0.059	0.060	0.060	0.060	0.060	0.058
多治見市	最大	0.089	0.084	0.094	0.094	0.086	0.092	0.081	0.093	0.077	0.096	0.080	0.079
	最小	0.062	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.060	0.061	0.061
	平均	0.065	0.064	0.065	0.064	0.064	0.065	0.065	0.066	0.064	0.064	0.063	0.064
高山市	最大	0.124	0.132	0.150	0.112	0.122	0.117	0.111	0.101	0.124	0.114	0.112	0.100
	最小	0.079	0.080	0.080	0.079	0.079	0.079	0.079	0.079	0.078	0.065	0.072	0.078
	平均	0.083	0.085	0.084	0.084	0.086	0.084	0.084	0.084	0.084	0.081	0.082	0.082
岐阜市	最大	0.076	0.088	0.083	0.095	0.086	0.099	0.082	0.092	0.073	0.091	0.081	0.072
	最小	0.055	0.057	0.054	0.054	0.055	0.055	0.055	0.056	0.055	0.056	0.056	0.056
	平均	0.059	0.060	0.059	0.058	0.059	0.060	0.060	0.061	0.060	0.060	0.059	0.059
大垣市	最大	0.075	0.096	0.094	0.109	0.092	0.095	0.083	0.093	0.075	0.093	0.086	0.076
	最小	0.057	0.058	0.058	0.058	0.058	0.058	0.059	0.058	0.058	0.057	0.058	0.057
	平均	0.061	0.061	0.061	0.060	0.062	0.061	0.061	0.061	0.060	0.061	0.060	0.060
美濃市	最大	0.082	0.085	0.087	0.097	0.083	0.093	0.090	0.102	0.089	0.106	0.079	0.078
	最小	0.056	0.057	0.056	0.056	0.056	0.056	0.057	0.057	0.056	0.052	0.056	0.056
	平均	0.061	0.062	0.062	0.061	0.064	0.061	0.061	0.062	0.061	0.061	0.060	0.060
郡上市	最大	0.085	0.085	0.106	0.096	0.085	0.091	0.091	0.094	0.111	0.097	0.084	0.077
	最小	0.057	0.058	0.058	0.057	0.058	0.057	0.058	0.058	0.057	0.050	0.055	0.058
	平均	0.061	0.062	0.062	0.062	0.063	0.062	0.062	0.063	0.063	0.061	0.061	0.061
恵那市	最大	0.113	0.105	0.113	0.111	0.097	0.099	0.106	0.106	0.099	0.109	0.094	0.100
	最小	0.073	0.074	0.073	0.072	0.072	0.072	0.074	0.074	0.071	0.072	0.073	0.073
	平均	0.077	0.077	0.078	0.076	0.077	0.077	0.078	0.078	0.077	0.078	0.077	0.077
下呂市	最大	0.116	0.120	0.134	0.121	0.173	0.117	0.110	0.118	0.131	0.117	0.107	0.097
	最小	0.080	0.082	0.083	0.082	0.081	0.081	0.082	0.081	0.079	0.070	0.074	0.080
	平均	0.085	0.087	0.087	0.086	0.088	0.086	0.085	0.086	0.085	0.082	0.083	0.084
揖斐川町坂内	最大	0.079	0.084	0.096	0.107	0.088	0.084	0.091	0.090	0.122	0.091	0.090	0.076
	最小	0.039	0.058	0.057	0.057	0.058	0.057	0.058	0.058	0.052	0.038	0.049	0.053
	平均	0.058	0.061	0.062	0.062	0.062	0.061	0.061	0.062	0.063	0.056	0.058	0.060
関ヶ原町	最大	0.091	0.098	0.102	0.115	0.089	0.091	0.107	0.096	0.096	0.136	0.103	0.086
	最小	0.069	0.069	0.069	0.069	0.069	0.069	0.070	0.070	0.069	0.061	0.068	0.068
	平均	0.072	0.072	0.072	0.072	0.072	0.071	0.071	0.072	0.071	0.071	0.071	0.071

備考) 1 県環境管理課調べ
 2 揖斐川町、多治見市、高山市においては、平成23年10月20日から測定開始。
 岐阜市、大垣市、美濃市、郡上市、恵那市、下呂市においては、平成24年3月15日から測定開始。
 揖斐川町坂内においては、平成25年3月27日から測定開始。
 関ヶ原町においては、平成26年1月29日から測定開始。